

修学資金貸与申請について（留意点）

1 平成 29 年度分募集について

- (1) 募集期間 平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 5 月 19 日（金）まで
- (2) 応募方法 平成 29 年 3 月 1 日以降に、南信州広域連合公式ウェブサイト又は南信州広域連合事務局で、看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第 1 号）を入手して記入し、必要な書類を添えて、次の提出先まで提出してください。
- (3) 申請書提出先 南信州広域連合事務局（〒395-0034 飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎 5 階）
- (4) お問い合わせ先 南信州広域連合事務局介護保険係 TEL0265-53-6088（平日午前 8:30～午後 5:15）
- (5) 貸与可否決定 貸与の可否について審査し、6 月中旬頃に文書にて通知します。

2 貸与申請時に必要となるもの

- (1) 看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第 1 号）
- (2) 平成 28 年度の学業成績証明書
- (3) 在学証明書（平成 29 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）
- (4) 家族全員の住民票の写し（本籍・続柄のわかるもの）
- (5) 家族全員（被扶養者を除く）の平成 28 年中の所得金額を記載した書類
- (6) 診断書（※申請書の本人の健康告知で「2 その他」を選択した場合のみ、必要となります。）

3 「看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第 1 号）」の記載について

- (1) 住所 ・ 本人住所（郵便番号、番地、棟号、室番号、方書きなどを具体的に記入）と、電話番号（携帯電話でもよい）を記入してください。
- (2) 氏名 ・ 楷書で正確に記入してください。必ずふりがなを付けてください。
- (3) 在学する養成施設 ・ 在学する養成施設又は学校について、所在地、正式名称、学部学科等、正確に記入してください。
- (4) 課程 ・ 該当する課程を○で囲んでください。
- (5) 卒業後の意思 ・ 現時点で希望する該当項目を○で囲んでください。
- (6) 前年度学校 ・ 該当する項目を○で囲んでください。
・ 1 年生は「2」を囲み、前年度に在学した学校名を記入してください。
- (7) 他の修学資金・奨学金の利用 ・ 該当する項目を○で囲んでください。「2」の場合は対象の制度名、貸与者等を正確に記入してください。
・ この制度と同種の制度との併用は認められません。ただし飯田下伊那 14 市町村の修学金制度及び「長野県看護職員修学資金」との併用は可です。
他の例) 併用可：日本学生支援機構の奨学金、金融機関教育ローン
併用不可：特定病院限定の返還免除付き制度、など。
※ご不明な場合はお問い合わせください。
- (8) 本人の健康告知 ・ 該当する項目を○で囲んでください。「2 その他」の場合は、健康でない事実がわかる診断書を添付してください。
・ 診断書の内容によっては、貸与できない場合があります。
- (9) 希望貸与月額 ・ 50,000 と記入してください。
- (10) 希望貸与期間 ・ 貸与申請月（平成 29 年 4 月）から、正規の卒業見込み年月までの期間内で記入してください。
- (11) 連帯保証人 ・ 相当の資力を有する成年者（父母、親権者でも構いません。）による連帯保証人を立ててください。
・ 連帯保証人の印は、印鑑登録証明書登録された印鑑を押印してください。

4 学業成績証明書について

- ・ 1 年生の申請者は、平成 28 年度に在学した学校で交付を受けてください。
- ・ 2 年生以上の申請者は、現在在学する養成施設・学校で交付を受けてください。
- ・ 必ず原本を提出してください。

5 在学証明書について

- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に、在学する養成施設・学校で、在学していることを証する書面の交付を受け、原本を提出してください。(学生証、合格通知書は不可)

6 家族全員の住民票の写し

- ・同居の家族全員の住民票（市町村長発行の世帯全員のもので、本籍・続柄のわかるもの）を取得してください。
- ・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合は、本人の住民票に加え、住民票を移動する前に同居していた家族全員の住民票を取得してください。

7 家族全員（被扶養者を除く）の平成 28 年中の所得金額を記載した書類

- ・市町村が発行する所得証明は、当募集期間中は前々年所得の証明となってしまうため、確定申告書の写、源泉徴収票の写、住民税の申告書の写のうち、所得の全てがわかる書類を提出してください。
- ・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合も、住民票を移動する前に同居していた家族全員（被扶養者を除く）分を提出してください。

8 診断書について

- ・看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第 1 号）の本人の健康告知で「2 その他」を選択した場合のみ、必要となります。

9 その他

【修学資金貸与決定について】

- ・貸与可否決定については審査の上、6 月中旬頃に文書にて通知します。
- ・貸与決定となった場合、6 月末日までに誓約書及び口座振込依頼書を提出していただきます。誓約書には、連帯保証人の署名、印鑑登録証明書登録の印鑑の押印、印鑑登録証明書の添付が必要となります。

【修学資金貸与について】

- ・修学資金は、毎月、申請者が指定する金融機関普通預金口座に振り込みます。ただし、初年度は希望貸与開始月分から 7 月分までをまとめて、7 月末に振り込みます。

【貸与期間中の提出物、届出等】

- ・貸与期間中は、毎年 4 月に在学証明書を提出していただきます。(その都度、通知します)
- ・貸与期間中に、休学、停学、退学となったとき、修学資金を貸与辞退するとき、本人又は保証人の身分、住所、職業勤務場所等に異動があったとき、保証人を変更しようとするときなどは、届出が必要です。

【貸与期間終了時以降】

- ・返還免除対象となる指定施設（圏域内の病院、診療所、介護・福祉施設等）に看護師等として就職して勤務した場合や、異種の養成施設等へ進学した場合は、返還の猶予の対象となります。
- ・返還免除対象となる指定施設で 5 年間勤務したときは、返還の免除の対象となります。
- ・何れも申請が必要ですので、これらの状況となったときは直ちに申請してください。
- ・猶予、免除とならない場合は、貸与終了後の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、月賦、半年賦、一括払いの何れかの方法で、納付書により返還していただきます。
- ・修学資金の利息は無利息ですが、返還を怠ったときは、延滞利息を加算されます。

【個人情報保護に関して】

- ・提出していただいた申請書ほか書類に記載された個人情報は、修学資金貸与可否審査資料及び貸与決定後の修学資金貸与、償還に係わる事務に使用し、その他の目的では使用しません。

<お問い合わせ>

南信州広域連合事務局 介護保険係 TEL0265-53-6088